

(別添)

## 時間外労働及び休日労働に関する協定書

(以下「甲」という。)と

は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)及び労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第2条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	延長することができる時間		期間
				1日	1日を超える一定の期間(起算日) 1箇月 ( ) 1年 ( )	
下記に該当しない労働者	・季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者				平成 年 月 日から
		自動車整備士				
	・事故その他の業務上の必要に応ずるため	運行管理者				平成 年 月 日まで
	毎月の精算事務のため	経理事務員				
1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	・季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者				平成 年 月 日から
		自動車整備士				
	・事故その他の業務上の必要に応ずるため	運行管理者				平成 年 月 日まで
	毎月の精算事務のため	経理事務員				

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示。以下「改善基準」という。)に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間
季節的繁忙及び顧客の需要に因ずるため	自動車運転者		・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業時刻とする。	平成 年 月 日から
	自動車整備士			
事故その他の業務上の必要に因ずるため	運行管理者		・法定休日のうち、4週に 日 ・始業時刻 午前 時 ・終業時刻 午後 時	平成 年 月 日まで
毎月の精算事務のため	経理事務員			

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第5条 第2条の表における1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び1箇月の起算日はいずれも平成 年 月 とする。

2 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日とする。

平成 年 月 日

労働者代表 \_\_\_\_\_ (印)

使用者職氏名 \_\_\_\_\_ (印)

# 車庫待ち等の形態で日勤勤務を行う自動車運転者に 係る1箇月についての拘束時間に関する協定書

と

は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示)第2条第1項第1号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

## 記

- 1 本協定の適用対象者は、日勤勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所(又は 駅)において待機する就労形態のものとする。
- 2 上記1に該当する自動車運転者に係る1箇月についての拘束時間は、315時間以内とする。
- 3 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

労働者代表 \_\_\_\_\_ (印)

使用者職氏名 \_\_\_\_\_ (印)

# 隔日勤務を行う自動車運転者に係る1箇月について の拘束時間の延長に関する協定書

と

は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示)第2条第2項第1号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

## 記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者とする。
- 2 本協定により拘束時間を延長する月は、 月(該当月1日から1箇月間をいう。以下同じ。)、  
月、 月、 月、 月及び 月とし、その1箇月の拘束時間は 月は270時間、  
月270時間、 月270時間、 月は270時間、 月は270時間、 月270時間とする  
ものとする。
- 3 本協定の有効期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合は、14日前までに協議を行い、変更を行う  
ものとする。

平成 年 月 日

労働者代表 \_\_\_\_\_ (印)

使用者職氏名 \_\_\_\_\_ (印)

# 車庫待ち等の形態で隔日勤務を行う自動車運転者に係る 拘束時間が21時間を超える勤務の回数に関する協定書

と

は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示)第2条第2項ただし書きの規定に基づき、拘束時間21時間を超える勤務の回数に関し、下記のとおり協定する。

## 記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所(又は 駅)において待機する就労形態のものとする。
- 2 上記1に該当する自動車運転者に2暦日についての拘束時間が21時間を超える勤務の回数は、1箇月について 回以内とする。
- 3 この協定の有効期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

労働者代表 \_\_\_\_\_ (印)

使用者職氏名 \_\_\_\_\_ (印)